

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(名称)

第1条 この会は、船橋市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を船橋市建設局道路部道路計画課内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）及び道路運送法（昭和26年法律第183号。）に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項、まちづくりとの連携に関する事項、その他面的な公共交通ネットワークの再構築に関する事項を協議することを目的とする。

(担任意務)

第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 船橋市地域公共交通計画及び関連計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 船橋市地域公共交通計画及び関連計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (3) 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。但し、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は運賃協議分科会にて協議を行う。
- (5) 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するためオブザーバーを置くことができる。

(会長)

第6条 会長は、別表に掲げる委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(副会長)

第7条 副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 欠員などの事由により新たに委員になった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に

通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あてに、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。
- 3 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めたときは、委員以外のものに対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前 6 項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会の運営)

第 11 条 第 4 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置し、その結果を会長に報告する。但し、運賃協議分科会については、あらかじめ協議会の承認を得てから開催するものとする。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 12 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、船橋市建設局道路部道路計画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 13 条 協議会の運営に要する経費は、船橋市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第 15 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する第 5 条の委員がこれを行う。
- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

ない。

(報酬)

第 16 条 第 5 条に定める委員及びオブザーバーの報酬は、無報酬とする。

(災害補償)

第 17 条 委員及びオブザーバーの職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年船橋市条例 33 号)の規定に準じて補償する。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

(委員の任期の特例措置)

2 第 8 条の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成 22 年 3 月 31 日までとする。

(会議招集の特例措置)

3 第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、第 1 回協議会は船橋市が招集する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

※下線赤字部分は変更箇所

新	旧
第 1 条～第 3 条（略） （担任意務） 第 4 条 協議会の担任意務は、次に掲げるとおりとする。 （1） 船橋市地域公共交通計画<u>及び関連計画</u>の作成及び変更に関すること。 （2） 船橋市地域公共交通計画<u>及び関連計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。 <u>-----3号削除 以下、号番号繰り上げ-----</u> <u>（3）</u> 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。 <u>（4）</u> 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。<u>但し、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は運賃協議分科会にて協議を行う。</u> <u>（5）</u> 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。 <u>（6）</u> 前<u>5</u>号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 第 5 条～第 1 0 条（略） （分科会<u>の運営</u>） 第 1 1 条 第 4 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を<u>設置し、その結果を会長に報告する。但し、運賃協議分科会については、あらかじめ協議会の承認を得てから開催するものとする。</u> 第 1 2 条～第 1 8 条（略） 附 則 平成 2 9 年 1 0 月 1 日施行分まで（略） 附 則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 2 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。	第 1 条～第 3 条（略） （担任意務） 第 4 条 協議会の担任意務は、次に掲げるとおりとする。 （1） 船橋市地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。 （2） 船橋市地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 （3） 船橋市地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 （4） 公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。 （5） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。 （6） 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。 （7） 前 6 号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。 第 5 条～第 1 0 条（略） （分科会） 第 1 1 条 第 4 条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。 第 1 2 条～第 1 8 条（略） 附 則 平成 2 9 年 1 0 月 1 日施行分まで（略） 附 則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 2 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。